案 第 믕

平 成 +年 第 \_ 回  $\overline{\mathsf{X}}$ 議 会 定 例 会 提 案

招事 集項

睯.

平 成 +年 月 + 六

日

・改杉 員 **ത** 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

育 附 設 育 条 附 杉 の 附 設 育 改 附 育 附 育 附 育 正 並 児則定児例則並一則定児正則児則児別児の区 第短第短第短容職 七時六時五時~ 項間項間項間 に勤に勤に勤 よ務よ務よ務 る制る制る制 杉度杉度杉度 並の並の並の 区導区導区導 職入職入職入 員に員に員等 の伴の伴の 勤う退う給 務勤職育与 時続手児に 間期当短関 間に時す 休か関間る 日らす勤条 のる務例 休除条職の

額

の

設

定

等

例

ഗ

部

暇算例員一 等方の等部 に法一の改 関の部給正 す改改料 る正正月 条等

時 間 勤 務 制 度 の 導 入 に 伴 う 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 の 正 規 の 勤 務 時 間

に ょ る 杉 並  $\overline{X}$ 職 員 の 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 の \_ 部 を 改 正 す る 条

時一九職改八 間部項員正項 勤改にの 務正よ退 る職 杉手 並当 区に 幼関 稚す 園る 教 条 育例 職の 員一 の部 勤改 務正 時に 間伴 `う 休規 日定 `の 休整 暇 備 等

に

関

す

る

例

**ത** 

制 度 の 導 λ に 伴 う 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 の 正 規 の 勤 務 時 間 0

短第等短の第区部第等短 時 十 間項 勤に 務よ 制る 度杉 の並 導 区 入 幼 に稚 伴園 う教 育育 児職 短員 時の 間給 勤与 務に 職関 員す 等る の条 給例 料の 月一 額部 の改 設正 定 等

例 杉 並 X 職 員 **ത** 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条

議

案

第

묵

| 議案第六号   | 議案第五号  |  | 議案第四号  |   | 議<br>案<br>第<br>三<br>号                     |
|---|--|--|--------|---|---|
| ・私道の整備の助成方法の変更等(改正内容)を増立区私道の整備等に関する条例の一部を改正する条例 | ・荻窪三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限(改正内容)条例条例を対しておける建築物の制限に関する条例の一部を改正する杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する | ・老人保健法の一部改正に伴う規定の整備第二条による杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正・老人保健法の一部改正に伴う規定の整備第一条による杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正(改画内容) | りの区野助心 | ・住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備一部を改正する条例の一部改正一部を改正する条例の一部改正附則第二項による杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の・戸籍の附票に記載されている事項のより適正な管理の実施等 | 内容) 区住民基本台帳に係る個人情報の保護用保険法等の一部を改正する法律の一内容) |

議

案第七号

杉

並区レジ袋有料化等の取組

の推進に関する条例

議 案 第 八 号 ・改条杉 · 新 休正例並 レ  $\overline{X}$ ジ 学 袋設 有〜 校 料 教 育 化 職 等 員 の の 取 勤 組 務 の 時 推 間 進 に 関 休 す 日 る 休 必 要 睱 等 な に 事 関 項 す の る

制

定

条

例

の \_\_ 部 を 改 正 す る

息内 時 容 間〜

の 廃 止 等

教 育 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条

例

・改杉 病正並 気内区 休容学 職 ジ 校 者 に 対 す る

給

与

支

給

期

間

の

短

縮

等

議

案

第

九

号

・改杉 職正並 員 内 区 の容職 定〜員 定 数 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

議

案

第

+

号

数 の 改 正

・改杉 杉正並 並内区 芸容立 術〜杉 会 館 の 利 用 料 金 の 設 定 等

議

案

第

+

号

並

芸

術

会

館

条

例

の

\_

部

を

改

正

す

る

条

例

・改杉 保正並 険 内 区 料容国 率ご民

議

案

第

+

号

健

康

保

険

条

例

の

部

を

改

正

す

る

条

例

の 改 定 等

議

案

第

+

Ξ

号

並

 $\overline{\mathbf{X}}$ 

高

龄

者

医

療

に

関

す

る

条

例

・新杉 X が 行設後 うご期 後 期 高 낡 者 医 療 の 事 務 に 関 す る 必 要 な 事 項 の 制

定

案 第 + 四 号 ・改杉 ゆ正並 う内区 ゆ容行 政 財 産 使 用 料 条 例 の \_ 部 を 改 正 す る 条 例

議

う〜 兀 宮 館 及 び ゆ う ゆ う 和

 $\blacksquare$ 

館

の

集

会

室

の

使

用

料

の

改

定

等

五 号 ・改杉 手 数 料 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

議

案

第

+

居附並居正並 宅則び宅内区 介第に介容事 護二開護〜務 支項発支 援に行援 手よ為手 数る許数 料杉可料 の並申の 廃区請廃 止事手止 に務数 伴手料建 う数及築 規料び物 定の開の の一発建 整部行築 備を為に 改変関 正更す す許る る可計 条申画 例 請 通 の手知 一数手 部料数 改の料 正改等 定の 等 設

定

六 号 改杉 平正並 成内区 二容介 十一護 保 険 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例 **ത** \_ 部 を 改 正 す る 条

例

年 度 の 保 険 料 率 に 係 る 経 過 措 置 の 設 定

・改杉 区正並 営内区 住容営 宅〜住 宅 条 例 **ത** 部 を 改 正 す る 条 例

議

案

第

+

七

号

議

案

第

+

六 筃 所 **ത** 駐 車 場 の 使 用 料 の 改 定

号 特 別  $\overline{X}$ 人 事 及 75 厚 生 事 務 組 合 規 約 ഗ 変 更 に つ 11 て

第 +九 号 東 京 都 後 期 高 龄 者 医 療 広 域 連 合 規 約 の 変 更 に つ ١١ て

議

案

議

案

第

+

八

議 議 案 第 + 号 묵 亚 平 成 成 + 九 九 年 度 杉 並 並 X 民 般 会 計 補 正 予 業 算  $\overline{\phantom{a}}$ 計 第 五 号 予 算

案

第

+

+

年

度

杉

X

玉

健

康

保

険

事

会

補

正

 $\overline{\phantom{a}}$ 

第

号

議 案 第 + = 묵 平 成 + 九 年 度 杉 並 X 介 護 保 険 事 業 会 計 補 正 予 算  $\overline{\phantom{a}}$ 第 号

議 案 第 二十三号 平 成 \_ + 年 度 杉 亚  $\overline{X}$ 般 会 計 予 算

議 案 第 + 兀 묵 平 成 + 年 度 杉 並  $\overline{X}$ 玉 民 健 康 保 険 事 業 会 計 予 算

議 案 第 + 五 묵 平 成 + 年 度 杉 並  $\overline{X}$ 老 人 保 健 医 療 会 計 予

算

議 案 第 + 六 묵 平 成 +年 度 杉 並  $\overline{X}$ 介 護 保 険 事 業 会 計 予 算

議

案

第

+

七

묵

平

成

\_

+

年

度

杉

並

 $\overline{X}$ 

後

期

高

낡

者

医

療

事

業

会

計

予

算

議 案 第 + 八 믁 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ ١J て

第  $\equiv$ +号 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ l١ て

案 第 Ξ + 묵 ・改杉 副正並 区内区 長容副  $\overline{X}$ 長 定 数 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

議

議

案

議

案

第

+

九

믁

人

権

擁

護

委

員

候

補

者

の

推

薦

に

つ

11

て

の〜

定 数 の 改 正

案 第 Ξ + Ξ 믁 ・改る杉 厚正条並 生内例区 保 健 所 使 用 条 例 及 び 杉 並 X 立 歯 科 保 健 医 療

議

議

案

第

Ξ

+

묵

平

成

\_

+

年

度

杉

並

X

般

会

計

補

正

予

算

第

号

セ ン タ Ι 条 例 の

部 を 改 正 す

労 容 働し 省 告 示 の 廃 止 及 び 新 設 に 伴 う 規 定 の 整

備

| 報告第二号   | 報告第一号                                      |
|---|--|
| 処分をしたことの報告について地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された損害賠償額のス | の報告及び承認について地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分した損害賠償 |

決

定

の

専

決

償

額

の

決

定

分 地 を方 し自 た治 こ法 と第 の百 報八 告十 に条 つ第 **61** — て項 の 規 定 に ょ IJ 指 定 さ れ た 契 約 金 額 の 増 減 の 専 決 処

報

告第三

号